

商労文教委員会会議記録（第2号）

令和5年 9月22日

福島県議会

1 日時

令和5年 9月22日（金曜）

午前 11時 開議

午後 2時23分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号添付）及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤 義憲	副委員長	渡邊 哲也
委員	渡辺 康平	委員	三村 博隆
委員	椎根 健雄	委員	佐藤 雅裕
委員	宮本 しづえ	委員	今井 久敏
委員	満山 喜一	委員	瓜生 信一郎

5 議事の経過概要

（午前 11時 開議）

佐藤義憲委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開く。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

今回、労働委員会事務局については付託議案はないが、この際、労働委員会事務局長より発言を求められているので、これを許す。

労働委員会事務局長

（別紙「9月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明）

佐藤義憲委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問がある方は発言願う。

宮本しづえ委員

ワークルール出前講座は、大変よい取組だと思っているが、高校において4回実施して参加者が63名と思ったより少なく意外だった。理由はあるか。

また、ハラスメント防止の出前講座を新たに実施することだが、対象と予定回数について聞く。

次長兼審査調整課長

まず1点目のワークルール出前講座の受講者は、全学年ではなく今後就職を控えている高校2年生や大学生の有志を対象としており、今年度は対象者が少ない高校などから応募があったためそのような人数になっている。昨年度の実績である100数名と比較して少ないと感じたのかと思うが、希望した学校の状況によって変わる。今後も数校からの申込みがあり、その中には数百人が受講予定の学校もある。10月以降はカリキュラムの関係で申込みが増加すると思うため、できる限りこの講座を受講してもらえよう、教育庁とも連携しながら周知に努めていきたい。

2点目のハラスメント講座について、ワークルールは学生向けであったが、本講座は会社や労働組合など労働者、使用者の団体向けとして、どちらかといえば企業やその経営者を対象に実施したいと考えている。これから周知していくため実施回数は未定だが、できる限り多く実施できるよう働きかけていきたい。

宮本しづえ委員

ハラスメント出前講座の講師はどのような人物か。

また、職場の中にハラスメントの相談窓口の設置が義務づけられたということだが、設置状況について調査しているのか。

次長兼審査調整課長

まず1つ目の講師については、労働委員を予定している。

2つ目の相談窓口についてであるが、大企業には既に設置が義務化されており、令和4年4月から中小企業においても義務化された。設置状況については手元に資料がなく分からないが、相談窓口が設置されていないためどうすればよいかとの相談もあるため、ハラスメント講座を通じて、できるだけ設置を促していけるよう機

運や風土を醸成していきたいと考えている。

三村博隆委員

相談窓口の設置義務は強制力が伴う義務なのか、それとも努力義務なのか。

次長兼審査調整課長

義務化はされているものの、厚生労働省の基準においては設置に向けて指導、アドバイスするレベルで、今のところは強制力が伴うものではないと聞いている。

三村博隆委員

この指導とは実際に県も指導しなければならない立場なのか。商工会の話を見ると、会社の上層部は外からの評価や評判を大分気にして、なかなか設置に及び腰のようである。県として経営者などに促す際にどのような点に気を遣いながら指導しているのか。

次長兼審査調整課長

まず指導については、国の出先機関である労働局が指導する立場であり、県は指導する立場にない。しかし、この施策に対しては、法の趣旨に基づいて県も国と協力して進めていくことになっているため、指導権限はないが設置に向けた風土づくりなどの施策を推進することが求められている。

また、商工会の関係だが、これから周知するに当たっては商工会議所や中小企業家同友会、経営者協会などに対してPRしていきたいと考えている。ハラスメントの発生は企業にとって非常にマイナスのイメージであり、人という経営資源を失ってしまうことにもなる。会社や経営者にも非常にダメージが大きいものであるため、ハラスメントをなくしていくことが働きやすい職場や持続的な企業づくりの上で必要だと考えている。このような趣旨を話しながら理解してもらえるよう努めていきたい。

三村博隆委員

最近立て続けに、どこに相談すればよいのかと聞かれる機会があったため質問した。意識から変えることが大切だと思うため、引き続きよろしく願う。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時14分 休憩)

(午前 11時15分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外5件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

(別紙「9月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、施設財産室長の説明を求める。

施設財産室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、県立高校改革室長の説明を求める。

県立高校改革室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

続いて、特別支援教育課長の説明を求める。

特別支援教育課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤義憲委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

渡辺康平委員

教10ページの県立学校施設等災害復旧費については、対象が仮設校舎の借り上げと解体に関する経費であり、恐らく増額理由は物価高の影響かと思うが、詳細を聞く。

施設財産室長

県立学校施設等災害復旧費の債務負担行為の補正理由は、当初予算において新築設計と解体設計を令和5年度単年度で計上していたが、設計完了が6年度となる見込みとなったためである。

満山喜一委員

議案第37号の不動産取得の件について、相手方から2か所の不動産を取得することであるが、修明高校の実習施設整備の内容を詳しく聞く。

県立高校改革室長

2か所については、まず農業科の実習施設を行人塚60番地1に設置し、トラクタ一等の車庫や農機具等の収納車庫を清水52番地1に設置するものである。

満山喜一委員

60番地の1は畑や水田となるのか、詳しく説明願う。

県立高校改革室長

実習施設は建物であり、講義室のほか、建物の向かい側に鶏を飼って卵を産ませる施設があるが、その卵を持ってきて洗浄、加工して流通できる状態にする施設を設置することとしている。

満山喜一委員

議案としては相手方の藤田建設工業(株)から取得する内容だけの記載であり、言葉で聞いても全然分からない。図面等は何かないのか。

県立高校改革室長

図面は手元にはないが、業者から提出を受けているものはある。

内容としては2階建ての建物で1階部分に鶏卵の処理施設を備え、2階部分に実習講義室を設ける予定としている。

満山喜一委員

そうすると、現在藤田建設工業（株）が保有する建物を改造するという意味か。

県立高校改革室長

今回の議案は、先ほど説明したとおり修明高校の農場に新たに2階建ての実習施設を建てるものである。これから藤田建設工業（株）に発注して設計、建設工事を経た後に、でき上がった建物を買入れる方法になっており、経費が1億8,810万円である。

満山喜一委員

農場を購入し、藤田建設工業（株）に建物を建ててもらい、それを買上げるとの話であるが、農場を買った後にどうしたいのかという話がなければ理解できない。

農場の面積も何も分からない中で、ただ取得したいから約1億8,800万円を認めしてほしいという話である。もう少し詳しく不動産の面積や将来的に建てたい建物について説明してほしい。

建設会社から買うということは、できている建物を買うこともあれば、工事請負のこともある、全然分からないため、詳しく説明願う。

佐藤義憲委員長

通常は土地を県が取得して、そこに建物を発注する流れだと思うが、藤田建設工業（株）に建ててもらって買入れることになった経緯を説明願う。

県立高校改革室長

今回の流れとして、令和3年度の段階では既存の畜産科実習棟を改修し、新たに設置する学科の実習棟として使用する計画だった。ところが、改修設計前に既存施設の耐震診断を行った結果、耐震強度が低く、改修して使用する場合は工事費も工期も当初計画から大幅に変更になることが判明し、4年度に既存の畜産科実習棟を解体して新たに建築する内容に大きく計画を変更することとなった。

しかし、県で行う通常的设计、工事の流れでは設計に1年、工事に1年の期間がかかるのが一般的であり、新学科の利用に間に合わないため、設計と工事を一括で発注することで期間を短縮し、完成した建物を買取る方法とした。

満山喜一委員

少しずつ分かりかけたが、その敷地は県の土地なのか。そこを説明せずに最後に藤田建設工業（株）から取得するといっても、その辺りが全く分からない。

土地は修明高校のもので、そこに今まであった実習棟は古いから新築するとなれば、工事発注をするのが普通だと思うが、建築発注などの承認を受けずに進めたのか。それはどこが認めているのか。発注した経緯もあるわけだが、その承認も受けているのか。初めて聞いたため内容が分からない。

県立高校改革室長

まず委員指摘の土地の部分については、もともと修明高校の土地である。実習地内にあった古い実習施設を改修して使いたかったが耐震強度不足により使えず、新たな施設を建てなければならなくなったため、古い施設を壊しその場所に新たに建てることを計画した。

通常は、まず1年目に設計にかかる予算を承認してもらい、その次の年に建設にかかる予算の承認との流れになっていくが、工期を短縮する方法として今回示したような買取り方式があり、この方法だと1年以内に設計と建設工事ができ、でき上がった建物を買い取ることができる。

今回の議案は、その方法を取ることにについて提案し審議してもらっているものである。

満山喜一委員

契約を諮る議案は既に委員会に上がっていたのか。上がっていれば勉強不足であるが、既に相手方と契約は済んでおり、教育庁が取得するまでの期間が短縮できるとの理由で、約1億8,800万円で取得することを認めてほしいということなのか。

県立高校改革室長

業者選定については、公募型プロポーザルを実施した。実習施設の仕様書を示した上で、それに対して参加業者が提案を行い、その中で最も優秀と認められる提案を行った事業者を選定した。

宮本しづえ委員

このプロポーザルに参加した業者数を聞く。

県立高校改革室長

応募業者は2者だった。

宮本しづえ委員

この業者を選定した理由は、金額的に合致したためか、それとも教育庁が求めた設計内容に近かったためか。仕様は同じであるため、金額の問題と思うが、どうか。

県立高校改革室長

参加した2者については、県が契約上限額を示した上で提案してもらっているため、2者ともその金額の範囲内であった。選定に当たっては金額だけでなく、提案された実習施設の配置、建物の構造、使い勝手のよさなどを勘案し、総合的に判断して決定した。

宮本しづえ委員

県が設計して建設を発注すると、おおむね1年の遅れが出るため買取り方式にしたいということである。県の通常の流れで遅れが発生することは、何とも残念な気がするが、急ぎのものについては県がしっかり対応できる体制を整えておく必要があると思うため、意見として述べておく。

満山喜一委員

内容は徐々に分かってきた。普通であれば設計、工事発注を別々に提案するものだと思うが、いきなり不動産を取得するとの議案が出てきたことから、可否以前にその経緯が全然分からなかったため説明を求めた。プロポーザル方式で提案された2者から藤田建設工業（株）が最も優れているため、全て任せて完成したものを買取り取るための予算を認めてほしいということであるが、それを認める前に、プロポーザル方式で発注する承認を経て進めるのが普通ではないのか。

以前から工事請負契約の議案は出ているが、この議案は工事にはならないのか。土木部との協議はどのようにしたのか。約1億8,800万円という予算を計上しながら工事ではなく不動産を取得することが認められるのか。

県立高校改革室長

買取り方式はこれまでもに何件かあった。教育庁では南会津高校の寄宿舎があり、これも工期短縮を図るためにプロポーザルを行って買取り方式で設置した。

県では従来の一般的な方法のほかに買取り方式もあり、これまでも活用している。今回も新学科設置に間に合わせるため、このような買取り方式を議案として提案している。

満山喜一委員

内容について理解した。反対云々ではなく、いきなり不動産を取得するため認めてほしいと言われても、既に相手方が持っている建物を買取るとしか受け取れない。そのため、内容を事前に説明した上で提案してもらえれば分かりやすいと思い質問した。

佐藤義憲委員長

議案に対する質疑の途中だが、暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 1時 1分 開議)

佐藤義憲委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑はないか。

宮本しづえ委員

安達地区特別支援学校の工事請負契約について、金額が4億9,720万円と議決に付す金額には達していないが、議案として提出されている。内容としては金額をもっと低くすればよいと思っているが、5億円以上の工事が議決案件となっているため、理由を聞く。

施設財産室長

工事の予定価格が5億円を超えていたため、議案として提出した。

宮本しづえ委員

結果として5億円を下回ったということで理解した。

次に、アスベストの調査をこれから実施することだが、建築の段階でアスベストの含有状況は設計書等に残されていないのか。それがなければ今回調査をするのか。

施設財産室長

アスベストの含有状況については、図面で分かるものは図面で確認するが、現地

調査でサンプリングして、その中に含まれている成分分析が必要なものもあるため、それらを全て含めて調査を行う予定である。

宮本しづえ委員

書面とサンプリングの両方を実施するとのことで、アスベストの除去を解体時に行うと大変な金額がかかると思うが、解体までしっかりと県が責任を持って行い市町村に譲与するための調査という理解でよいか。

施設財産室長

将来的に市町村が空き校舎等を利活用する場合に県が建物を譲与することになるため、解体は市町村で行うこととなる。そのためアスベストの含有状況について知りたいとの意見があったことから、今回調査を行うことにした。

宮本しづえ委員

しかし必ずしも解体を前提にしたものではないということだが、アスベストが相当使われていれば、市町村が建物を無償譲与されたとしても、最終的に解体してまた別な使い方をする際に難色を示す気もする。アスベストは特別な対策が必要であるため、その際に何らかの支援を考える必要があると思うが、どうか。

施設財産室長

現時点において、支援の必要はないものと考えているが、調査結果も踏まえ研究していきたい。

宮本しづえ委員

現時点の工事でのアスベストの扱いについては相当嚴重な措置が求められるため、恐らく国の支援策もあると思うが、何らかの支援をしなければ、解体も含めて市町村のレベルでは非常に大変であると思う。解体に当たってはぜひ支援策を講じるよう要望する。

椎根健雄委員

議案第27号、安積中高一貫校整備（建築）工事について、整備計画に基づき令和7年度の開校に向けてしっかりと進めてもらいたいが、かなりの生徒数に加え敷地がかなり狭いため、その辺りを配慮しながら工事を進めてほしい。

また議案に関連して、7年度の開校に向けて名称等を決める時期が近づいているが、名称の決め方などはどのようにするのか聞く。

県立高校改革室長

安積中高一貫校の校名の検討についてであるが、先日学校を訪問し校名の決め方を説明してきた。内容としては、まず校名拡大検討委員会を組織し、その中で教職員、生徒、同窓会等の意見を踏まえながら、複数の校名案を検討、選定し県教育委員会に提出してもらうことになっている。

椎根健雄委員

しっかりと進めてほしい。また同窓会から、郡山市には郡山市立安積中学校が既に存在している中で、しっかりと安積高校の歴史と伝統が分かる形で校名を決めてほしい、安積の名前を残してほしいとの声が上がっている。同窓会が強い組織でPTA関係も同窓会の中から選んでいる学校であるため、しっかりと同窓会の意見も聞くよう要望する。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終わる。

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

渡辺康平委員

教育長説明要旨に、今回の全国学力・学習状況調査について記載があったが、知事も本会議の説明で大変危機意識を持っている旨の発言をしていた。今回の調査結果の総括が記載されている令和5年度授業改善グランドデザインには、「学びの革新推進プランに基づく授業改善が進んでいることが分かる。また、友達と話し合い、自分の考えを深め、次の学びに生かそうとする児童生徒の割合は全国平均を上回っている。しかし、授業改善が学びの質の向上に十分につながっているとは言えない」、「中学校数学及び英語は全国平均を下回る厳しい状況が続いている」とあるが、まず、授業改善が学びの質の向上に十分つながっていない現状を踏まえ、教育委員会としてどのように考えているのか。

義務教育課長

当課としても調査結果について大変重く受け止めている。グランドデザインにもまとめているが、授業の質の改善が重要であるとして以前から取り組んでおり、児

児童生徒質問紙を見る限りは、自分の考えを深めたり友達と話し合うなどして進めていくとの点で、子供たちの学びとしてはよい結果となっている。

一方、算数、数学が好きかとの質問について、小学校では好きと答える子供が多いが中学校ではなかなか伸びていない現状があり、やはり授業の質をもう1度見直して改善する必要があると思っている。今までの正しいことをしっかりと教え、理解させ覚えさせる授業ではなく、子供自身の学ぶ意欲、できるという実感を高めていくような、進んで学びとり、自分の中でうまく咀嚼して発信できる学びに変えていくことが必要であり、現在取り組んでいるところである。

渡辺康平委員

答弁にあった児童生徒の自主性についてであるが、先進事例として東京都千代田区立麴町中学校の元校長である工藤勇一氏は、生徒の自主性、自立性を高めるために、固定担任制の廃止や数学の授業で教員が教えずに自分たちで学ばせ、分からないときは教員に聞くという形を実践し、それを全国にも展開しようとしている。

先進地の都道府県がさらに先に進み、本県は前に進まない状況が続くとさらに格差が広がるとの危機意識があり、抜本的な改革が必要なのではないかと思うが、考えを聞く。

義務教育課長

委員指摘のとおりである。本県の調査結果を見ると、何かが特別落ち込んでいるわけではなく、前よりも少しずつ伸びてはいるものの、その伸びが他県に追いついていないとの現状があり、その意味での危機感がある。授業の質の改善、授業を変えるということは、教師の指導力を高めなければならないということである。子供に直接教えて、それが点数に結びつく形とは違い、教師そのものの指導力を高め、子供が自ら学ぶ授業の質を維持していくために、現在行っている様々な研修の活用に加え、今年度から特に算数、数学に特化して7地区及び3中核市に合計10名、学力向上支援アドバイザーを配置し、各支援アドバイザーが4校ずつ担当しながら40校に対して授業の改善に取り組んでいる。引き続き、授業の質の改善に向けて支援アドバイザーがグランドデザイン等を活用しながら指導し、各学校での好事例を広めながら、教員の意識を変えていく取組を進めているところである。

渡辺康平委員

もう1点だが、教育格差の実態に非常に詳しい早稲田大学の松岡亮二准教授は、

家庭のSES（社会経済的地位）が学力にも大きく影響しているのではないかと述べている。SESとは親の所得、学歴、職業など経済的、文化的、社会的な要素を統合した概念であり、松岡准教授の執筆した論文等を読むと、SESに基づく教育格差が本県の学力にも大きく影響しているのではないかと思うが、どうか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、確かに現代社会の流れではそのような経済格差の影響も否めないと思う。しかし教育委員会としては、経済格差を子供たちの力が伸びない原因とはしたくない。そうであったとしても、教育委員会として精いっぱいやることはやらなければならないと思っている。

家庭教育力が落ちているなど様々な問題があるが、本県では、家庭学習スタンダード等の具体的なリーフレット等を各家庭に配付して、学校での学びを家庭にもつなげていく、そしてまた学校に持ち帰ってつなぐとの流れで、子供たちの学びが途切れずに進んでいくような手立てを講じている。引き続き、学校での授業スタンダードと家庭での家庭学習スタンダードを具体的に活用しながら、学力向上に努めていきたい。

渡辺康平委員

この件について、教育格差の問題と学力はリンクしていると思うため、実態を把握してほしい。

次に、小学校の特設クラブ活動についてである。

教職員の働き方改革を理由として、小学校の合奏部、合唱部、特設陸上部等の特設クラブ活動がどんどん休止に追い込まれている。基本的には小学校の運営であるため学校側が判断することではあるが、あまりにも一方的な休止判断で、保護者等も非常に困惑していると聞いている。県教育委員会として、小学校の特設クラブ活動の休止や地域移行について把握しているのか。

義務教育課長

委員指摘の特設部活動については教育課程外の活動であるため、設置や運営は学校独自の判断となっている。そのため、県内全部の学校の運営実態や休止状況について正確な数値は把握していないのが現状である。しかし、県下小中学校の音楽祭の参加状況等でデータを確認してみると、小学校の合唱の参加状況は平成30年度には130校を超えていたが、令和5年度は40校にも満たず72%減である。中学校の合

唱では平成30年度には120校近くあったが、令和5年度は85校で約30%減である。合奏は、小学校で約130校が80数校と34%減、中学校で100校以上が80数校と約20%強の減となっている。この原因については、コロナ禍で大会の中止や十分な練習ができなかった等の影響のほか働き方改革の観点から部活動を縮小しているとの話も聞く。全体的に音楽活動への参加が少なくなってきており、それに取り組む児童生徒も減少しつつある傾向があると捉えている。また、働き方改革で教職員の勤務時間外の時間を縮小する取組であったり、本業である授業の準備等の学習面での指導にかかる時間や子供と向き合う時間を確保するために、課外活動を軽減、縮小していくことは、教職員としてはやむを得ないところもあると考えている。ただ、子供たちの活動や保護者の期待もあるため、いきなり学校の都合で休止するのではなく、保護者への丁寧な説明や市町村での受入れ体制など様々な手当て等も考えながら進めていくべきと考えている。

渡辺康平委員

2021年2月25日発行の県教職員組合の機関誌である福島県教育新聞に、「小学校特設クラブの指導は不可能です。小学校教員による特設クラブの指導の休止を提案します」と、県教職員組合主導で特設部活動の休止が旗振りされている。働き方改革の名の下にこのような活動をしていると思うが、子供たちの教育の機会を明確に奪っているのではないかと危惧するとともに、地域移行についても実際に地域移行した須賀川市のマーチングバンドが財政的に大変厳しく、クラウドファンディングで資金を集めて活動費を何とか賄おうという状況になっている。地域移行といっても、合奏や合唱はスポーツ少年団的な団体が地域にはほとんどなく、現実問題としてソフトランディングできていないのが現状である。財政的にも非常に厳しく、須賀川市にも調査を依頼したが、須賀川市も学校の運営であるため今まであまり調査しておらず、市町村も意外と把握していない状況である。100年続いた合唱部が一方的に廃止という状況が至るところで起きているため、県教育委員会が上手に調整しなければ、しっかりと市町村教育委員会に指導すべきと思うが、どうか。

義務教育課長

当課も須賀川市教育委員会に確認したところ、実際に令和5年度からマーチングバンドが学校としての活動ではなく、保護者主体の活動になったとのことである。2年度から休止に向けた説明をし、4年度には様々な要望について対応するよう心

がけたとの報告があった。例えば、練習場所についても他団体と同じ扱いをしており、須賀川市立第一小学校のマーチングバンドについては体育館や音楽室の使用についても機械警備等を切って比較的使いやすい形で提供しており、特に苦情の声は入ってきていないとのことだった。今年度からは須賀川アカデミーという名称で地域で活動を続けており、これによって須賀川市立第一小学校だけでなく、市内の他校の児童も加わってマーチングができる体制になってきたと聞いている。

一方で、ほかの小学校でも合奏の活動をやめたが、当該校では丁寧な説明が不十分であり、現在学校に指導しているとの回答もあった。県教育委員会としては、学校主体の活動であるため必ずこうすべきとは言えないが、子供や保護者の思いを考えると丁寧な説明や話し合いをし、委員指摘のとおりソフトランディングでしっかりと活動が維持できるような手当てを考えながら進めていく必要があると思う。

佐藤雅裕委員

先ほどの渡辺康平委員とのやり取りの中で、学力向上の対応策を授業改善グランドデザインに示すとのことだった。教育の専門家ではないため、内容を正確に把握しているわけではないが、これで本当に学力が上がっていくのかと素朴な疑問を持った。確かに様々な問題点への対策が書いてあるが、全体の底上げを図るために、このグランドデザインに示されたことで十分なのか。

先ほど渡辺康平委員も抜本的な取組が必要なのではないかと指摘したが、まずどのような考え方でグランドデザインをまとめたのか。

義務教育課長

グランドデザインは昨年度も示しているが、確かにこれですぐに効果が出るのかとの疑問を持たれるのはやむを得ないと思う。しかし、授業改善といった場合に、本県の子供たちの学びや教員の指導力における強みと弱みをしっかり分析し、それを教職員にしっかり自覚させることが大事だと思う。そのためにグランドデザインを示しホームページ上でも公開しているが、8月4日には教育センターで県内の指導主事を対象に、グランドデザインを基にどのような指導が必要なのか、その分析の仕方、具体的な教員への指導の仕方についてしっかりと研修したところである。私も課長として話す機会があったため、今後の授業の在り方については、教える授業から子供たちが自ら学ぶ授業にとの観点をしっかり各研究会で指導するよう話した。これまでと同じ指導ではなく、しっかりとした切り口を持って教員に理解させ

てほしいと伝えている。

抜本的な取組が必要との指摘については、県教育委員会としては厳しく取り組もうと思っている。今後、学力向上対策会議を開く予定であり、これから出てくるふくしま学力調査の分析や今回の全国学力・学習状況調査の結果等も踏まえながら、指導主事に指導の在り方を伝えていきたいと思っている。今回は、昨年度に引き続き、福島大学の准教授にも来てもらい指導を仰ぎたいと考えている。

佐藤雅裕委員

グランドデザインの考え方としては、どちらかというとも基本的、基礎的な教え方や学びの姿勢を示したものと理解した。

次に、学力向上対策会議についてである。教育長説明に、明らかになった課題についてこれから検討し共有していくとあるが、どのような時間軸で進めていく予定なのか。

義務教育課長

時間軸とは、今後のスケジュール的なものか。

佐藤雅裕委員

対策をいつまでに練り上げて、教育現場にいつまでに反映して実践していくのかという大きな意味でのスケジュール感である。

義務教育課長

学力向上対策会議は11月を予定しているが、それまでにこれまでの課題や具体的な指導方法をしっかりと作っていききたいと思っている。会議以降については、様々な学校訪問や研修等が予定されているため、その都度指導主事が指導に当たる際に、しっかりと指導できるように進めていきたい。

なお、先ほど説明した学力向上支援アドバイザーも、グランドデザインを使って具体的な指導をしている。例えば、担当している4校それぞれの授業の板書の写真を送らせて、自分が行けない日でもコメントを返しながらい指導している熱心なアドバイザーもいる。時間はかかるがそのような積み重ねをしながら、しっかり次回まで学力を高めていききたいと思っている。

佐藤雅裕委員

もちろんそのような努力を否定するものではない。学力向上については頑張る学校応援プランから始まって5年になると思う。現場の多忙化解消の問題もあるが、

5年という歳月の中でなかなか成果が出ていないことをまずしっかり捉え、子供たちの教育のためにしっかりとこれからもチャレンジしてほしい。

次に、高等学校の教育改革、特に進学重点校についてである。高校に入った後の選択肢は様々あることは分かっているが、その中でも進学を選択したい、勉強してよい大学に入りたいという子供たちがいる。先ほど教育の地域差という話もあったが、いわゆる難関校と言われる大学の進学実績を見ると、本県は東北6県で東京大学でも東北大学でも残念ながら下位にいる状況である。進学重点校に対する今の取組内容と成果について、どのように認識しているのか。

高校教育課長

委員指摘の学力向上、進路実現については、当課としても生徒、保護者の一番の願いであるため重く捉えている。

1つ目として、進路実現、学力向上に当たっては、各生徒の実態や希望を踏まえた各学校の取組の徹底と教育委員会としての支援が有機的につながっていくことが必要であるため、切磋琢磨し合える場として合同学習会を開催するとともに、キャリア教育を支援していくために進学指導校を中心とした21校を資質・能力育成事業の指定校としている。

2つ目は、地域課題探究学習は福島ならではの教育であると高く評価してもらっているが、そこで培われたチャレンジ精神、志を教科学習における学力向上としっかり結んでいくことについて、まだまだ改善すべきところがある。例えば今年度から始まったワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業は進学拠点校を中心に組み合わされており、国内外、県内外の学校とも連携して先進的な取組を共有しながら、授業改善につなげていきたいと考えている。

引き続き学力向上、進路実現については、キャリア教育と捉え、県内の各学校を支援しながら進めていきたい。国公立大学の現役合格者の割合は毎年伸びているものの、一人一人の進路希望の選択実現という点ではまだ改善すべきところがあると課題認識を持っているため、今ほど述べた2つの点にしっかり取り組んで、生徒の進路実現につなげていきたい。

佐藤雅裕委員

現状認識としてまだうまくいってないと思うが、小中学校も高校も今の状況について危機感を持って取り組んでほしい。

先般、福島市と意見交換する場があり大変厳しい言葉だと思ったが、「本県教育の諸指標は総じて下位にあり、教育レベルの低さが子育て世代の移住、定住や企業誘致の足かせになっている」とはっきり書いてあった。県教育委員会は教育をどのようにするのが一番の役割であるが、教育環境は現在県も取り組んでいる人口減少対策や地域づくりの効果に大きく影響してくる要素である。本県で普通に小中学校に通い、高校を選び、その高校で得られた自分の進路がきちんと実現できることを県教育委員会として目指してもらいたい。そうした環境があるからこそ、移住者が集まり、もしくはそのような人材を求めて企業も来てくれる。それが足かせになるおそれがあると言われていたようでは非常に問題である。知事が本会議であるように述べたのは、相当な危機感を持っているのだと私たちも受け止めた。県教育委員会の努力はよく分かっているが、成果が上がっていないのであれば、現状をしっかりと受け止め、今まで積み重ねたものに加え、恐れずに様々なチャレンジをして、本県教育のレベル向上に努めてほしいと思う。教育長の考えを聞く。

教育長

知事説明や佐藤委員が述べたように単に教育レベル云々の話だけではなく、移住、定住や企業誘致の足かせになるとの言葉が市民から出ていることをしっかりと真摯に受け止めなくてはならない。具体的なこれからの方策については、義務教育課長及び高校教育課長から答弁したとおりであるが、私自身が一番に考えていることは、我々が第7次福島県総合教育計画に掲げた学びの変革である。まだ授業者主体の授業が展開され、学習者主体の授業になっていない点が一番大きい原因だと思う。そのためにアドバイザーが学校を巡回したり指導主事が様々な形で学校訪問して授業改善のためアドバイスしているが、まだ全ての教員に浸透していない、意識がまだ変わっていないことが一番根っこにある原因だと思っており、特に力を入れて進めていきたいと考えている。

宮本しづえ委員

学力テストの問題も様々議論になったが、教員が余裕を持ってしっかりと研修できる体制を整えていくことが教育行政としては非常に重要ではないかと思っている。

機会があるたびに教員不足の話をしているが、先日の要望聴取会で県教職員組合から、県が制度として実施している30人学級について今年度初めて編成できない学校が出てきたとの話を聞いた。

県として30人学級を制度として実施しなければならないが、教員不足によって編成できなかった学級数は幾つになるか聞く。

義務教育課長

30人学級を編成できなかった学級数は手元にはないが、実際に編成できなかったということではない。少人数指導の在り方を考える際にあえて30人学級、少人数学級ではなく、少人数指導を選択する学校もあるため、編成できなかったというよりは、指導上の工夫であったり、専科加配による対応により少人数学級にしなかったということである。

宮本しづえ委員

制度としての30人学級と30人程度学級という2つの考え方でこれまで進めており、小学1、2年生と中学1年生については30人学級を制度として実施していると思う。県教職員組合からは、33人を超えれば当然2クラスにしなければならないが、それができなかった学校が今年初めて出てきたと聞いた。それを県教育委員会がつかんでないということはある得ないと思う。今の課長答弁のとおり、少人数学級のほうがよいとの判断でなされたと理解しているとすれば、現場の理解と違うのではないのか。確認だが、30人学級とは制度としての30人学級ではないのか。

義務教育課長

少人数の指導については、少人数指導と少人数学級があり、どちらにしても30人学級や30人程度学級が編成できるように教員を配置するというルールで進めているが、一方で少人数の指導は、学級を分けずに1つの学級に教員2名が入って、学習のレベルを変えながら個別指導を充実させる少人数指導という方法と、完全にA教員、B教員で子供を2学級に分けて指導する少人数学級の2パターンある。これは学校や市町村教育委員会の判断で、例えば34人の学級を2名の教員で1学級として持ち、グループ分けをして、その都度指導を充実させたほうがよいとする考えと、34人になったため17人と17人に分けてそれぞれの学級で指導する考えがある。その意味で、人材不足により30人学級が編成できなかったとの情報は聞いていない。そのため、初めて編成できなかったとの話ではないと答弁したが、今この場に資料がないため確認したい。しかし、特に低学年は基本的に30人学級が編成できるように学校でも配慮し、仮に加配する教員が足りないとしても低学年には手厚く対応すると思う。逆に、高学年になれば算数や体育などは専科指導による学力向上効果もあ

るため、学級を完全に分けることだけがよいとは考えない学校もある。さらに具体的には、加配に入った教員が若い講師で技量が不足している場合、単純に2学級にして指導力に差が出ることを考えると、1つの学級のままで習熟度別にグループを分けながら指導したほうがよいとの判断も出てくる。その辺りは学校や市町村教育委員会の判断が入ってくると考えている。確かに教員不足ではあるが、英語や体育、算数の専科指導員も加配しているため、その辺りをうまく学校の実情に合わせて配置してもらっている状況である。

宮本しづえ委員

今の義務教育課長の説明は、これまで制度として30人学級を進めてきた経過を曖昧にしてしまうのではないかと懸念を持つ。あくまでも学校や市町村教育委員会の判断でよいとしているのか、県教育委員会としては30人学級をしっかりと進めていくということなのか、どちらか。

義務教育課長

少人数指導を始めた段階で選択権は市町村にあり、30人学級及び30人程度学級を編成してもよいし、状況によって少人数指導で選択してもよいとの形で進めてきた。今まで変わらずに進めてきたが、どちらかという学級の人数を減らしたほうが教員の負担が軽いとの形が一般的になり、少人数学級を選ぶ学校が多かった。

しかし、ここ最近では、国の専科加配により英語、算数、体育などの専門性を持った教員を配置して、他クラスもしくは他学年にわたって専門性を生かした指導をしようという方向性になってきた。県教育委員会としても、30人学級に分けたほうがよいとか、少人数指導はどちらでもよいとのスタンスではなく、うまく教科の専門性を生かす方向にシフトチェンジしている。

宮本しづえ委員

今まで本県独自に進めてきた30人学級、小学校3年生以上の30人程度学級という2つの仕組みによって、一定の教育効果も上がり現場からも歓迎されていた。これはしっかり維持してもらいたい。現場では、今年初めて30人学級が編成できない学校が出たと言っており、非常に危機感を持って今年度の状況を受け止めている。改めてしっかり状況を把握して対策をしてほしい。

根本には教員不足があり、その解消のため先日、福島大学と教員養成関係の協定を結んだ。福島大学が大学改革の中で教員養成を主たる目的にする大学ではなくな

ってしまったこともあり、教員不足が逆に加速してしまった気もしている。福島大学との協定により、どのようなことを期待しているのか聞く。

教育総務課長

福島大学との教師人材の育成に関する連携協定について、現在、県立高校普通科で教育コースを設けている。現状は大学の教員が講演するなどキャリア教育の形で実施しているが、教育コースのプログラムに福島大学の教員養成にかかる大学の授業も提供してもらい、先進的に大学における教員養成プログラムを高校段階から学ぶ構想である。さらに、福島大学で本県の教員志望者向けの地域教員希望枠を今後設けてもらうことを検討事項として挙げている。

そうすることによって、本県で教員になりたい子供たちが本県の高校で学び福島大学に入る。県でも大学推薦枠を教員採用で設けているため、県立高校の教育コースの卒業生が福島大学で教員を志して学び、さらに本県の教員になっていく流れをつくるため連携協定を締結した。

宮本しづえ委員

様々な手段を講じて教員不足の解消に努力してほしい。

先日、いわき市の線状降水帯による集中豪雨で大変な被害があり、私も内郷地区の体育館を見た。一生懸命掃除しているため一見きれいになったように見えるが、そり上がっている箇所があり、このような箇所については張り替える必要があると思った。

体育館の床下にはヘドロが多くたまっており、現場は張り替えてもらいたいとの思いが強くある。県の支援が必要と思うが、県はいわき市に対してどのような支援をするのか。また、このような災害において、原則的にはどのように復旧するのか聞く。

施設財産室長

災害が発生した場合の小中学校の復旧方法については、いわき市側から被害状況を報告してもらい、災害復旧に当たって国庫補助負担金の制度等の活用や補助を受ける際の手続面での技術的な助言を行いながら進めていきたい。

宮本しづえ委員

現場は張り替えてほしいと思っているが、この場合の基本的な復旧の在り方として、国の災害復旧は張替えを認めているのか。

施設財産室長

災害復旧の場合は、原状回復が基本的な考え方である。

今井久敏委員

私も不登校児童生徒の保護者から相談を受けて、学校や関係機関につないでいるが、今年度新たに開設した不登校児童生徒支援センターについて詳細を聞く。

義務教育課長

今年度から開設した不登校児童生徒支援センター、通称 r o o m F（ルーム・エフ）は、教育センター内に教員を3名配置した。今年度は福島市と会津美里町の2市町をモデル地区とし、各市町と連携しながら不登校の児童生徒に対してオンラインで働きかける活動をしている。今まで不登校の児童生徒のための居場所づくりとしてスペシャルサポートルームを設置し、専門の教員を配置して学校に来た子供一人一人の学びのスピードや内容に合わせて個別に指導してきた。

当該センターは、学校に行けなくてもオンラインならつながる可能性がある子供に対応するため、取組を始めたところである。

今井久敏委員

オンラインの効能はあちらこちらで聞いており、大変期待するところでもあるが、改めて本県における不登校児童生徒は何人か。

義務教育課長

文部科学省において毎年10月頃に調査しているが、昨年10月時点で、令和3年度の本件の不登校児童生徒は小中学校合わせて2,875人である。

今井久敏委員

オンラインを活用した不登校児童生徒支援センターの働きが大いに期待されるころである。

教育長説明要旨には10名を超える児童生徒一人一人に対してオンラインで支援したとあるが、この10名の居住地はどこか。

義務教育課長

オンラインであるため将来的には県内に相談エリアを広げていきたいが、今年度は初年度であるため、まずは福島市と会津美里町をモデル地区としている。10名の居住地は全て福島市である。

今井久敏委員

オンラインで子供たちが社会とつながっていく流れが必ずできると期待しているため、成果を上げて全県下にエリアを拡大する流れをつくるよう要望する。

三村博隆委員

不登校の対応について、今年6月に子育てに関する教育対談を実施したとのことだった。不登校の原因は教師との関係、生徒間または家庭にあたりと様々で、治療が必要な場合もあると思うが、今回の教育対談は不登校児童を発生させないようにするものなのか、それとも不登校に陥った子供をどうするのか、その内容について聞く。

さらに、保護者、教員を対象として実施し、参加者に考えを深めてもらったとのことだが、保護者、教員の範囲はどのような範囲だったのか。そして、この取組は各学校や家庭など不登校の子供がいる現場にどのように反映させていく考えで始めたのか。

義務教育課長

まず活動の内容についてであるが、東京大学の先端科学技術研究センターに専任アドバイザーを委託しており、不登校の子供たちに何らかの働きかけをするために様々なアドバイスをもらいながら、共同でイベントを行ったものである。

6月17日に郡山市のビッグアイにある市民交流プラザで、東京大学の中邑賢龍教授と料理研究家の土井善晴氏の2人に料理と教育の話を絡めながら対談してもらった。子供たちは一人一人が違ってよいこと、家庭での料理や食事がどのように子供たちによい影響を与えるかなど、対談形式で話す姿を教員や不登校児童生徒を持つ保護者など関係者に見てもらい、子供への対応の仕方、関わり方や不登校に対する考え方を学んでもらう内容となっている。

9月7日には、初めてのアルバイト体験として、小学生7名、中学生3名の計10名の不登校児童生徒が集まり、ニトリ郡山八山田店において店員体験をした。学校にも来られずなかなか友達とつながれない子供が実際に仕事をするとはどういうことなのかを学ぶことができるように、バックヤードからコンテナを運び品出しをしたり店の仕組みをタブレットを通して体験して学ぶなど2時間半のアルバイトをし、それで得た報酬（買物チケット）で家族への土産や自分のおやつを買おうという一連の企画を実施した。

まず、1回目の教員、保護者向けのイベントは、不登校児童生徒への考え方、関

わり方を学ぶ場として取り組んだ。また、2回目のアルバイトは、引き籠もって出てこられない子供に社会体験をしてもらうことで、少しでも外に出たいという意識を変えていく目的で行った。

三村博隆委員

どちらの取組も意義があるものと思っているが、先ほども令和4年10月の調査で不登校児童生徒が2,875人との話があった。不登校児童生徒に対しては学びを止めないように誘導することが大事だと思う。アルバイト体験プログラムは今回10人が参加したとのことだが、今後どのように展開していくのか。

義務教育課長

アルバイト体験は店に協力してもらうため、あまり多く募集できない部分がある。一方、東京大学の先端科学技術研究センターの教授は、例えば初めての家出という企画では、限られた予算の中で、自分で電車を乗り継ぎながら様々なミッションをこなして目的地までたどり着くなど、課題を持っている子供を集めて様々な体験型の活動をしている。今後は会津地方でも体験型のイベントを検討しているが、子供たちが新しい自分を発見して自信を持ったり、ひきこもりや不登校という殻を破れるような体験型の学びを続けていきたいと考えている。

先ほど room Fの話もあったが、オンライン上でのやり取りに私も参加したことがあり、何人もの子供と一緒に好きなものについて画面上でチャット的に話す体験をしていた。午前中はそのように交流し、午後は自分のペースで教員と対話しながら学ぶプログラムを進めており、この活動で不登校が少しでも改善されればと思っている。そして、オンラインであるためエリアを広げて、不登校児童生徒のケアがさらに広がるよう企画を考えているところである。

佐藤義憲委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に請願の審査に入る。

本委員会に付託された教育庁に係る請願9件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願3件を除く6件を一括議題とする。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤義憲委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願72号について、各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

これは切実な要求であるため採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願72号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願81号について、各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

前期実施計画でも様々な意見が地域から出た。後期実施計画においても同じような意見が出ているため、ぜひ採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願81号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願124号について、各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

本件については既に25都道府県が公費で負担している現状がある。ぜひ本県も全国の例に倣い公費負担すべきである。ぜひ採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願124号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願162号について、各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

本件については既に県内86%の市町村が無償あるいは一部補助をしている。県内どこに住んでいても無償との県の制度にすべきである。採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願162号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願163号について、各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

本件についても、学生や保護者の経済的状況が厳しくなっているため、ぜひ採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願163号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願164号について、各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

奨学金を返還しなければならない若い労働者の状況は非常に深刻である。県も一部で奨学金返還補助を実施しているが、その拡充をとの要請である。ぜひ採択願う。

渡辺康平委員

継続を願う。

三村博隆委員

継続を願う。

今井久敏委員

継続を願う。

佐藤義憲委員長

継続請願164号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤義憲委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月3日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終了する。

これをもって教育庁の審査を終了する。

本日は以上で委員会を終わる。

10月3日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 2時23分 散会)